主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人古田進の上告趣意(後記)は、結局量刑不当の主張に帰し、刑訴応急措置 法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 十藏寺宗雄関与

昭和二六年五月一五日

最高裁判所第三小法廷

判官 長谷	川 太 一	郎
判官 井	上	登
判官 島		保
判官 河	村 又	介